

2012年 4月 6日

## JBS Newsletter

# 中国税務及び投資速報(抄訳)

## 2012年 3月

### Contents

#### 税務法規

1. 重要技術設備の輸入課税政策の関連目録の改訂に関する通達
2. 2012年度の税務調査に関する通達
3. その他の通達

#### 商務法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2012年3月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2012年 3月 2日 第2012007号
- ▶ 2012年 3月 9日 第2012008号
- ▶ 2012年 3月16日 第2012009号
- ▶ 2012年 3月23日 第2012010号
- ▶ 2012年 3月30日 第2012011号

Japan Business Servicesグループで、2012年3月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税務及投資法規速達」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

### 1. 重要技術設備の輸入課税政策の関連目録の改訂に関する通達(財関税[2012]14号)

#### 概要

重要技術設備の輸入に係る課税政策を調整し、かつその関連目録を改訂する。施行日は2012年4月1日。財関税[2010]17号、同[2010]50号、同[2011]45号は同日で廃止。

#### ▶ 目録の改訂

以下の目録を改訂する。

- ▶ 『国家指定重要技術設備・製品目録(2012年改訂)』
- ▶ 『輸入重要技術設備・製品用主要部品・原材料製品リスト(2012年改訂)』
- ▶ 『輸入免税対象外重要技術設備・製品目録(2012年改訂)』

#### ▶ 課税政策の調整

- ▶ 2012年4月1日より、規定の条件に合致する国内企業については、『国家指定重要技術設備・製品目録(2012年改訂)』記載の設備・製品の製造に必要となる『輸入重要技術設備・製品用主要部品・原材料製品リスト(2012年改訂)』記載の部品・原材料の輸入に対して関税及び輸入増徴税を免除する。
- ▶ 2012年4月1日より、国発[1997]37号規定の輸入優遇措置の要件を満たす企業やプロジェクトの一部については『輸入免税対象外重要技術設備・製品目録(2012年改訂)』記載の自社用設備、当該設備に付随する技術や部品の輸入に対して関税を徴収する。

#### ▶ 経過措置

- ▶ 以下の条件に合致する企業・プロジェクトは、引き続き財関税[2010]17号、同[2010]50号、同[2011]45号中の『輸入免税対象外重要技術設備・製品目録』に従う。
  - ▶ 企業・プロジェクトが国発[1997]37号規定の輸入優遇措置の要件を満たし、かつ2012年4月1日より前に当該優遇措置の適用の承認を得ている。
  - ▶ 対象設備等が『輸入免税対象外重要技術設備・製品目録(2012年改訂)』に記載されているが、2012年9月30日以前に輸入されている。
- ▶ 2012年10月1日以降、『輸入免税対象外重要技術設備・製品目録(2012年改訂)』記載の設備等の輸入に対して一律に関税を徴収する。

▶ 申請期限

- ▶ 『国家指定重要技術設備・製品目録(2012年改訂)』記載の設備・製品に係る優遇措置の適用を新規に申請する企業は、2012年3月1日～31日に申請書類を提出する必要がある。具体的な申請手続は財関税[2009]55号に従う。
- ▶ 2011年に重要技術設備の輸入優遇措置の適用を受けた企業は、2012年3月1日～31日に財関税[2009]55号中の暫定規定に従って適用状況の報告を行う必要がある。

## 関連法規

- ▶ 重要設備の輸入課税政策の調整に関する通達(財関税[2009]55号)
- ▶ 輸入設備に係る課税政策の調整に関する通達(国発[1997]37号)
- ▶ 重要技術設備の輸入課税政策暫定規定関連リストに関する通達(財関税[2010]17号)
- ▶ 第三世代原子力発電所等の重要設備の輸入課税政策に関する通達(財関税[2011]45号)

## 2. 2012年度の税務調査に関する通達(国税発[2012]17号)

### 概要

国家税務総局が主宰する『中国税務報』及び地方税務部門からの情報によれば、「2012年度の税務調査に関する通達」(国税発[2012]17号)が公布された。しかし同紙の記事は通達の簡単な紹介にとどまり、インターネット上でも通達の公開は行われていない。以下、われわれが入手した情報を紹介する。

▶ 2012年度の必須調査項目

- ▶ 精油に係る増値税専用発票の受領企業
- ▶ 資本取引
- ▶ 電子製品、アパレル製品、家具製品に係る輸出時の税還付及び免税を受ける企業、輸出業務に携わる運送代理業者

▶ 2012年度の奨励調査項目

- ▶ 不動産、建築据付業
- ▶ 地方商業銀行、地方株式制銀行
- ▶ 金融業を営む非居住者企業
- ▶ 各地の状況に応じたその他の項目

『中国税務報』によると、資本取引(持分譲渡、金融信託等)については、国税発[2011]126号に従って、税務部門と工商管理部門の間での持分譲渡に関する情報共有を実現させたい意向である。

## 関連法規

- ▶ 税務部門と工商管理部門の間での持分譲渡に関する情報共有に関する通達(国税発[2011]126号)

### 3. その他の通達

- ▶ 『税務訴訟決裁業務規定(試行)』の公布に関する通達(国税発[2012]14号)
- ▶ 『中国・ガーンジー納税に関する情報交換協定』及び備忘録の発効に関する公告(国家税務総局公告[2012]5号)
- ▶ 『中国・マン島納税に関する情報交換協定』の発効に関する公告(国家税務総局公告[2012]6号)
- ▶ 『中国・ジャージー納税に関する情報交換協定』及び備忘録の発効に関する公告(国家税務総局公告[2012]7号)
- ▶ 『中国・バミューダ諸島納税に関する情報交換協定』及び備忘録の発効に関する公告(国家税務総局公告[2012]8号)
- ▶ 『中国・アルゼンチン納税に関する情報交換協定』の発効に関する公告(国家税務総局公告[2012]9号)
- ▶ 『増値税管理システム関連業務監督管理弁法』の改正に関する通達(国税発[2011]132号)
- ▶ 科学啓発事業の振興のための輸入課税政策に関する通達(財関税[2012]4号)
- ▶ 証券業準備金支出の損金算入に関する通達(財税[2012]11号)
- ▶ 輸出還付率データベース(20120201A版)の利用開始に関する通達(国税函[2012]61号)
- ▶ 動力の節約、新動力の利用に係る車船税の取扱に関する通達(財税[2012]19号)
- ▶ 動力の節約、新動力の利用に係る車船税の減免税の対象車種目録(第1回)に関する公告(財政部、国家税務総局、工業・情報化部公告[2012]7号)
- ▶ 営業税から増値税への変更の試行における発票管理に関する公告(上海市国家税務局、同地方税務局公告[2012]2号)
- ▶ 一部の製品の増値税率に関する公告(国家税務総局公告[2012]10号)

## 商務法規

- ▶ 文化商品・サービス輸出指導目録(商務部、中宣部、外交部、財政部、文化部、税関総署、税務総局、広電総局、新聞出版総署、國務院新聞弁公告[2012]14号)
- ▶ 2012年度外商投資企業連合年検に関する通達(商資函[2012]98号)
- ▶ 貨物輸出の人民元決済を行う企業の管理問題に関する通達(銀発[2012]23号)
- ▶ 国外の上場企業による国内の個人へのインセンティブ・ストック・オプションの付与に係る外貨管理上の問題に関する通達(匯発[2012]7号)
- ▶ 宅配サービスとネット通販の促進に関する指導意見(国郵発[2012]1号)

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

### 北京

高浜 学 税務・移転価格  
[manabu.takahama@cn.ey.com](mailto:manabu.takahama@cn.ey.com) +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査  
[masaya.kotani@cn.ey.com](mailto:masaya.kotani@cn.ey.com) +86-10-5815-3350

天野 智博 監査  
[chihiro.amano@cn.ey.com](mailto:chihiro.amano@cn.ey.com) +86-10-5815-2225

平澤 尚子 税務・移転価格  
[naoko.hirasawa@cn.ey.com](mailto:naoko.hirasawa@cn.ey.com) +86-10-5815-2115

### 大連

佐々木 大 監査  
[dai.sasaki@cn.ey.com](mailto:dai.sasaki@cn.ey.com) +86-411-8252-8999

### 天津

町田 太郎 税務・移転価格  
[taro.machida@cn.ey.com](mailto:taro.machida@cn.ey.com) +86-22-5819-3583

### 上海

木村 修 監査  
[yoshimi.kimura@cn.ey.com](mailto:yoshimi.kimura@cn.ey.com) +86-21-2228-3003

田川 利一 税務  
[toshikazu.tagawa@cn.ey.com](mailto:toshikazu.tagawa@cn.ey.com) +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務  
[kiyoko.enatsu@cn.ey.com](mailto:kiyoko.enatsu@cn.ey.com) +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格  
[kana.sakaide@cn.ey.com](mailto:kana.sakaide@cn.ey.com) +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査  
[shinichi.takahashi@cn.ey.com](mailto:shinichi.takahashi@cn.ey.com) +86-21-2228-2740

江 海峰 金融  
[alex.jiang@cn.ey.com](mailto:alex.jiang@cn.ey.com) +86-21-2228-2963

顧 嶢 監査  
[sharry.gu@cn.ey.com](mailto:sharry.gu@cn.ey.com) +86-21-2228-2367

舟本 孝史 監査  
[takashi.funamoto@cn.ey.com](mailto:takashi.funamoto@cn.ey.com) +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査  
[mitsui.takako@cn.ey.com](mailto:mitsui.takako@cn.ey.com) +86-21-2228-4412

金杉 喜文 監査  
[yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com](mailto:yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com) +86-21-2228-2718

篠崎 洋樹 税務  
[hiroki.shinozaki@cn.ey.com](mailto:hiroki.shinozaki@cn.ey.com) +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A  
[junichi.kubota@cn.ey.com](mailto:junichi.kubota@cn.ey.com) +86-21-2228-4749

### 広州

長内 幸浩 監査  
[yukihiro.osanai@cn.ey.com](mailto:yukihiro.osanai@cn.ey.com) +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務  
[masashi.tanaka@cn.ey.com](mailto:masashi.tanaka@cn.ey.com) +86-20-2881-2871

### 深圳

小林 秀誉 監査  
[hidetaka.kobayashi@cn.ey.com](mailto:hidetaka.kobayashi@cn.ey.com) +86-755-2502-8101

## 香港

重富 由香	監査	
<a href="mailto:yuka.shigetomi@hk.ey.com">yuka.shigetomi@hk.ey.com</a>		+852-2629-3907
北濱 聡	金融	
<a href="mailto:satoshi.kitahama@hk.ey.com">satoshi.kitahama@hk.ey.com</a>		+852-2846-9700
中野 強	監査	
<a href="mailto:tsuyoshi.nakano@hk.ey.com">tsuyoshi.nakano@hk.ey.com</a>		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
<a href="mailto:hironaga.kuwahara@hk.ey.com">hironaga.kuwahara@hk.ey.com</a>		+852-2629-3902

## 東京

### 新日本アーンストアンドヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
<a href="mailto:kenji.kasahara@jp.ey.com">kenji.kasahara@jp.ey.com</a>		+81-3-3506-2396
斎藤 正浩	税務	
<a href="mailto:masahiro.saito@jp.ey.com">masahiro.saito@jp.ey.com</a>		+81-3-3506-1282
崔 虹	税務	
<a href="mailto:hong.cui@jp.ey.com">hong.cui@jp.ey.com</a>		+81-3-3506-2245

### 新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
<a href="mailto:fukui-sm@shinnihon.or.jp">fukui-sm@shinnihon.or.jp</a>		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
<a href="mailto:obikawa-k@shinnihon.or.jp">obikawa-k@shinnihon.or.jp</a>		+81-3-3503-1420
松尾 和弘	中国ビジネス一般	
<a href="mailto:matsuo-kzhr@shinnihon.or.jp">matsuo-kzhr@shinnihon.or.jp</a>		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。[www.ey.com](http://www.ey.com)

### 中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2012 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001782

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、[china.services@cn.ey.com](mailto:china.services@cn.ey.com) までご連絡ください。

[www.ey.com/china](http://www.ey.com/china)